

事業者のみなさんへ

別紙

2020年4月1日から、原則屋内禁煙となり、喫煙には事業者の分類に沿った喫煙室の設置が必要です。

- 屋内に喫煙場所を設ける場合、事業者の分類により基準が設けられていますので、以下のフローチャートでご確認ください。(喫煙室の類型については、このチラシの裏面をご参考ください。)
 - 以下のフローチャートにおいて該当する「**〔A〕屋内禁煙**」又は「**〔B)~(E)の喫煙室の類型**」から選択し、別紙『調査票』の記入欄に☑の上、FAX又は同封の返信用封筒で郵送により提出してください。(「**〔E)喫煙可能室**」^{※1}を設置する場合は、別紙『喫煙可能室 設置施設届出書』を記入し、調査票と併せて郵送してください。)
- ※1 2020年3月31日までに営業許可を受けている店舗のみ設置可

START

以下の①~③**すべてに該当**しますか？

- ① 喫煙を主たる目的とするバー・スナック等である
- ② たばこの対面販売がある(たばこの販売許可が必要)
- ③ 通常主食^{※2}と認められる食事を主に提供していない

※2 主食：社会通念上主食と認められる食事をいい、米飯類、パン類(菓子パン類を除く)、麺類、ピザパイ、お好み焼き等が主に該当

「**〔B)喫煙専用室(飲食不可)**」を設置する
「**〔C)加熱式たばこ専用室**」を設置する
「**〔D)喫煙目的室**」を設置する
を調査票から選択の上、☑してください。

はい → いいえ →

現在、お店の中に喫煙できる場所
がありますか？

令和2(2020)年4月
1日以降も喫煙場所
を残しますか？

これからお店の中に
喫煙場所を設けます
か？

「**〔A)屋内禁煙**」
を調査票から選択の上、☑してください。

以下の①~④**すべてに該当**しますか？

- ① 資本又は出資の総額が5,000万円以下である。
- ② ①の大規模会社が発行済株式又は出資の総数又は総額の2分の1を有していない。
- ③ 大規模会社が発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2を有していない。
- ④ 客席面積が100m²以下である。(複数階や複数個室等での客席を有する場合はその合計)

「**〔B)喫煙専用室(飲食不可)**」を設置する
「**〔C)加熱式たばこ専用室**」を設置する
「**〔E)喫煙可能室**」を設置する(届出必要^{※3})
を調査票から選択の上、☑してください。

「**〔B)喫煙専用室(飲食不可)**」を設置する
「**〔C)加熱式たばこ専用室**」を設置する
を調査票から選択の上、☑してください。

※3 「喫煙可能室設置施設届出書」に記入の上、提出してください。

- 屋内で喫煙を可能にするには、各種喫煙室の設置だけでなく、その運用に関しても様々なルールの順守が必要になります。

喫煙室の
標識掲示

施設に喫煙室がある場合、標識の掲示が義務付けられます。

20歳未満は
立入禁止

20歳未満の方は、従業員も喫煙エリアに立ち入らせることはできません。

従業員への
受動喫煙対策

従業員に対する受動喫煙対策も講ずることが必要です。

違反時の罰則
等の適用

義務違反時には指導・命令・罰則等が適用されることがあります。

- 施設の管理権原者、管理者に義務違反があった場合、違反の種類により、50万円以下の過料等が課されることがあります。

【参考】喫煙室の類型

「なくそう!望まない受動喫煙。(厚生労働省特設サイト)」でもご確認ください。
URL: <https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/>

⑧ 喫煙専用室

喫煙設備の基準等

屋内の一部に設置可能

【喫煙専用室の技術的基準】

- ・出入口において室外から室内に流入する空気の気流が0.2m毎秒以上である。
- ・たばこの煙(蒸気を含む。)が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されている。
- ・たばこの煙が屋外又は外部に排気されている。

(イメージ)



- 喫煙のみ可
- 飲食不可
- 20歳未満立入禁止
- 標識の掲示が必要

標識の掲示

① 喫煙室の入口

(例)



② 店舗の入口

(例)



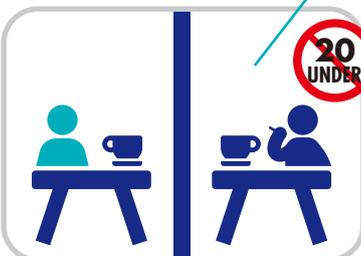
⑨ 加熱式たばこ専用喫煙室

屋内の一部に設置可能

【加熱式たばこ専用喫煙室の技術的基準】

- ・出入口において室外から室内に流入する空気の気流が0.2m毎秒以上である。
- ・たばこの煙(蒸気を含む。)が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されている。
- ・たばこの煙が屋外又は外部に排気されている。

(イメージ)



- 加熱式たばこのみ喫煙可
- 飲食可
- 20歳未満立入禁止
- 標識の掲示が必要

(例)



(例)



⑩ 喫煙目的室

屋内の全部又は一部に設置可能

【喫煙目的室の技術的基準】

- ・出入口において室外から室内に流入する空気の気流が0.2m毎秒以上である。
- ・たばこの煙(蒸気を含む。)が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されている。
- ・たばこの煙が屋外又は外部に排気されている。

【喫煙目的室の要件】

- ① 喫煙を主たる目的とするバー・スナック等である
- ② たばこの対面販売がある(たばこの販売許可が必要)
- ③ 通常主食*と認められる食事を主に提供していない

*主食: 社会通念上主食と認められる食事をいい、米飯類、パン類(菓子パン類を除く。)、麺類、ピザパイ、お好み焼き等が主に該当



(例)



(例)



⑪ 喫煙可能室

屋内の全部又は一部に設置可能

【喫煙可能室の技術的基準】

- (屋内の一部を喫煙可能とする場合)
- ・出入口において室外から室内に流入する空気の気流が0.2m毎秒以上である。
- ・たばこの煙(蒸気を含む。)が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されている。
- ・たばこの煙が屋外又は外部に排気されている。
- (屋内の全部を喫煙可能とする場合)
- ・たばこの煙(蒸気を含む。)が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されている。

*2020年3月31日までに営業許可を受けている店舗のみ設置可

(イメージ)



- 喫煙可
- 飲食可
- 20歳未満立入禁止
- 標識の掲示が必要
- 【喫煙可能室設置施設届出書】の提出が必要

(例)



(例) お店の一部が喫煙可



(例) お店全体が喫煙可



喫煙専用室と同等の煙の流出防止措置を講じている場合は、非喫煙スペースへの20歳未満の立入りは可能。

【標識の入手方法】インターネットで「**受動喫煙 標識の一覧**」と検索し、ダウンロードしてください。